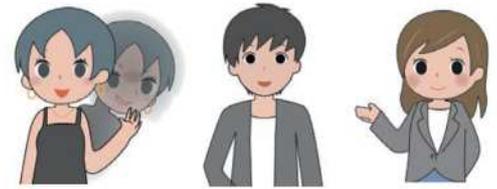


中学生が声優に挑戦！

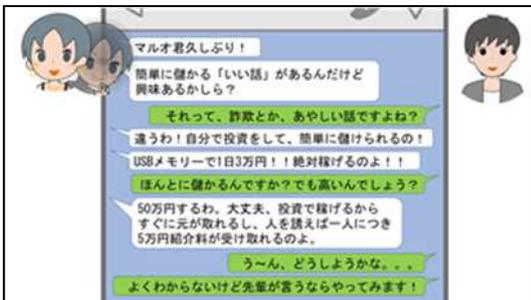
「マルオ君の消費者ものがたり 成年年齢編」を作成しました！ ～ 若年層への消費者教育 ～

成年年齢の引き下げなどの影響により、若年層への消費者教育の必要性が一層高まっています。

昨年制作した「契約編」に引き続き、成人になる前に知っておきたい消費生活に関する知識について分かりやすく説明した動画「成年年齢編」を作成しましたので、お知らせします。



先輩 マルオ君 先生
(協力：相模原市立中央中学校 演劇部)



2022年度から18歳で成人に！

成年年齢の引き下げ

18歳で成人になると、保護者の同意がなくても本人の意思で契約できるようになる一方、社会経験が乏しく、安易に不要な契約をしてしまうなど、消費者トラブルの増加が懸念されています。

現在の中学3年生が18歳になる年度から法律が施行されることから、大学生や高校生に限らず、中学生にも消費者教育が必要です。



その差は倍以上！ 本市の消費生活相談状況

18-19歳 50件 20-21歳 112件

成人になった後は相談件数が急増！（2018年度）



活用方法 ～すべての市立中学校に送付中～

作成した資料は、消費生活に関する情報について広く網羅しているもので、幅広い年代において活用できます。授業の導入や補助、復習をはじめ、本市事業である出前講座の資料としても活用していきます。

内容の詳細や資料の活用希望は担当課へお問い合わせください。

～対象者の目安～

	小学校	中学校	高等学校	大学・専門学校	制作年度
成年年齢編			○		2019
契約編					2018

若年層向け消費者教育補助資料（動画）

名称 マルオ君の消費者ものがたり 成年年齢編
音声 相模原市立中央中学校 演劇部
媒体 PPTスライドショー（音声有）
時間 約4分40秒
著作 相模原市消費生活総合センター

お問い合わせ先
消費生活総合センター
直通電話：042-776-2598
担当：小泉

マルオ君の消費者ものがたり 成年年齢編 画コンテ



マルオ君久しぶり！

簡単に儲かる「いい話」があるんだけど興味あるかしら？

それって、詐欺とか、あやしい話ですよね？

違うわ！自分で投資をして、簡単に儲けられるの！

USBメモリーで1日3万円！！絶対稼げるのよ！！

ほんとに儲かるんですか？でも高いんでしょう？

50万円するわ。大丈夫、投資で稼げるからすぐに元が取れるし、人を誘えば一人につき5万円紹介料が受け取れるのよ。

う～ん、どうしようかな。。。

よくわからないけど先輩が言うならやってみます！

マルチ商法とは、

※マルチ商法とは、勧誘者をおとして商品・サービスを契約して、次は自分が勧誘者となって新たに誰かを勧誘することで、収入を得る契約のこと。

人を紹介すればするほど収入が増える。

確の理由でお金を借りると罪に問われることも。

ポイント

- ・きっかけは友人や知人からの誘い
- ・友人や知人から勧誘されると断りにくい
- ・友人関係が壊れる
- ・「簡単に」「絶対」もうかる「いい話」はない
- ・借金だけが残る

契約トラブルに遭いやすい？！

消費生活相談件数(全国:平均値)

年次	18-19歳	20-22歳
2013	5,648	8,184
2014	5,818	8,885
2015	5,754	8,951
2016	4,826	8,387
2017	3,855	7,236

自分の意思で色々な契約ができるようになる一方、よく分からないまま契約してしまう・対処法が分からず、放置してしまうことがあります

成年年齢の引き下げ

2022年の4月から、成年年齢が18歳に引き下げられるって聞いたけど、どういうこと？

成年年齢とは、

- ・一人で契約をすることができる年齢
- ・父母の親権に服さなくなる年齢

保護者の同意が無くても、**自分の意思**で色々な契約ができるようになる

契約には**責任が伴う**

18歳でできること・できないこと

〇できること	×できないこと
スマートフォンの契約	飲酒
一人暮らしのためにアパートを借りる	喫煙
ローンを組んで高価な商品を購入	公営ギャンブル(競馬、競輪、オートレースなど)
クレジットカードをつくる	

その契約が本当に必要かよく考えよう！

契約できる幅が増えるなら、未成年のうちから準備できることはなんだろう？

未成年のうちから**契約に関する正しい知識**を身につけることが大切です。

- ・契約は売り手と買い手の合意で成立
- ・原則として、一方的に契約を取り消すことはできない(消費者保護関連の例外あり)
- ・その契約が本当に必要か、よく考える力を身につける

もしも契約トラブルにあったり、その契約が必要かどうか分からないときは、どうすればいいの？

消費生活総合センターに相談しよう

相模原市 消費生活総合センター

解決に向けたアドバイスなどを行っています

電話番号 **188**

消費生活総合センター 042-776-2511